

ボーダレス・アートミュージアム NO-MA

ご利用案内



2025 年 7 月改訂

1. ミュージアムの概要

名 称 ボーダレス・アートミュージアム NO-MA
所 在 地 滋賀県近江八幡市永原町上16番地
管 理 者 社会福祉法人グロー法人企画局地域共生部長
敷地面積 400㎡
床 面 積 1階 109㎡ / 2階 73㎡ / 蔵 16.5㎡
構 造 木造瓦葺き二階建て
開 館 平成16年6月12日
警 備 全館機械警備
駐車場 5台（徒歩1分、内車椅子専用1台含む）

2. 施設概要

当ミュージアムは以下の施設をご使用いただけます。

施 設 区 分	展示可能スペース	備 考
1階 ギャラリー&ホール	床 71.9 ㎡ 壁 99.8 ㎡ 天井高 2.3m	可動壁、仮設壁あり
2階 アトリエ&ギャラリー	床 50.5 ㎡ ※広縁、縁側、押入、 飾り棚、床の間含む 壁 27.6 ㎡ 天井高 2.4 ㎡	
2階 ライブラリー	床 7.3 ㎡ 壁 6.9 ㎡ 天井高 2.4 ㎡	
蔵	床 19.1 ㎡ 壁 ㎡ 天井高 ㎡	
表庭・中庭		

＊床、壁の面積は実際に近いサイズです。展示構成によっては雰囲気異なります。

3. 施設使用の申請

（1）開館時間

午前10時から午後5時（変更可。また、当ミュージアムの都合により変更をお願いする場合があります）

(2) 休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日にあたるときは、その翌日）、祝日の翌日（土・日曜日、休日の場合は除く）、年末年始および当ミュージアムが定める日

(3) 使用単位

火曜日から日曜日までの一週間（6日間）を基本単位とします。特別に1日単位の使用を認めることもあります。使用単位には展覧会の搬入・設営、搬出・撤収の日は含みません。

(4) 使用の申請・承認

当ミュージアムを使用するにあたっては、使用申請を受け付けた後に、審査を受けていただきます。その審査で承認された後に、使用許可、使用という運びとなります。通常の受付時間は、開館日の午前10時から午後5時までで、先着順に受け付けます。

(5) 使用申請の方法

- ① 直接来館の上、所定の使用申請書に、必要事項を具体的に記入し、提出してください。
*申請書とともに、展覧会概要、作品集（または準ずるもの）の添付をお願いします。
- ② 申請時には申請者の印鑑もしくは社印等の押印が必要になりますので、必ず印鑑をご持参ください。
- ③ 電話、FAX、メール、郵送による受付はお受けできません。ただし、施設の空き状況についての電話等によるお問い合わせは可能です。
- ④ 当ミュージアム主催及び共催等の展覧会のスケジュールにより、使用できない日がありますので、ご了承ください。

(6) 受付期間

- ① 原則として、1年に3回受付（申請）期間を設けます。

受付期間	使用決定（承認）時期	使用可能期間
7月中	8月上旬以降	11月～翌年3月
11月中	12月上旬以降	翌年4月～7月
3月中	4月上旬以降	8月～11月

- ② 使用に空きがある場合やほかの使用者のキャンセルがあった時、受付期間を延長することもあります。
- ③ 1日単位の使用については、使用日の1ヶ月前から受付をし、他の使用との調整をした上で使用決定（承認）の連絡を差し上げます。

(7) 使用申請対象者

- ① 使用申請対象者は、県内に在住または在学・在勤の個人およびグループ、県外の個人およびグループ、県内に施設等を有する法人等、県外の法人等の4区分に分けられます。
*ここでいう法人等とは、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に定義する社会福祉事業を行う法人および社会福祉法人グロ―理事長が適当であると認める法人とします。

- ② どの区分についても、受付期間に変わりはありません。
- ③ 営利を目的とした使用については、使用許可できません。

*ここでの営利とは、芸術文化の発表の場としてではなく、商品の発表会、物品販売等による金銭の授受・契約、または芸術文化関係以外の募集および集会等による人的利益を目的としたものです。

(8) 取り消しの通知について

当ミュージアムの指定する期日までに使用料を納付しない、または使用規則に違反した場合は、使用申請書不受理通知を発送後、全ての使用施設の使用取り消しの処理をいたします。

(9) 申請内容の変更または申請の取り消しについて

使用者が許可の内容を変更しようとする時、または使用を取り消す時は、使用取消・変更申請書に使用許可書を添えて手続きを行ってください。この場合、既に納めていただいた使用料はお返しできません。ただし、次に挙げる日までに使用取消・変更申請書を提出し、承認された時は、その一部または全額を還付いたします。

- ① 使用開始日を含む10日前までに取り消した時は、使用料金の80%を還付
- ② 使用開始日を含む3日前までに取り消した時は、使用料金の70%を還付
- ③ 使用開始日の前々日および前日に取り消した時は、使用料金の50%を還付
- ④ 使用者が当施設の使用を使用開始日以降に取り消した時は、使用料金の還付はなし

また、使用料を納付されていない場合は次に挙げるキャンセル料を徴収いたします。

- ① 使用開始日を含む10日前までに取り消した時は、使用料金の20%を徴収
- ② 使用開始日を含む3日前までに取り消した時は、使用料金の30%を徴収
- ③ 使用開始日の前々日および前日に取り消した時は、使用料金の50%を徴収
- ④ 使用者が当施設の使用を使用開始日以降に取り消した時は、使用料金の全額を徴収

4. 免責および損害賠償

- (1) 施設使用にともなう人身事故および展示物品等の盗難破損事故に関しては、その原因の如何を問わず当館は、一切の責任を負いません。
- (2) 施設使用にともない、建造物・設備・備品その他付帯設備等を毀損・汚損・紛失させた場合は、その損害金額をご負担いただきます。
- (3) 使用者がその責に帰すべき理由により使用の許可を取り消され、または使用を中止されたために損害が生じて、その損害賠償を請求することはできません。

5. 使用を許可できない場合

申請の際に、申請内容についての審査があります。その際、当ミュージアムを使用するにあたりふさわしくないと認められた場合は施設の使用ができません。

6. 使用の取り消し等

使用許可を受けた後であっても、次のような場合には使用許可の取り消し、または使用を中止させること

があります。この場合、使用者が被る損害に対して当ミュージアムは一切責任を負いません。

- (1) 上記(5.使用を許可できない場合)の事項に該当するに至った時。
- (2) 正当な理由無しに当ミュージアムの指定する期日までに使用料を納付しない時。
- (3) 第三者に使用施設の一部または全部の使用権の譲渡もしくは転貸した時。
- (4) 申請時の使用目的と使用時の内容が著しく異なる時。
- (5) 使用許可の条件または当ミュージアムの規則等に違反した時。
- (6) 当ミュージアムの許可なく使用施設以外の場所で作業や催事行為を行った時。
- (7) 災害、その他不可抗力により、当ミュージアムが使用できなくなった時。
- (8) 風紀上または管理上好ましくないと当ミュージアムが認めた時。

7. ご使用上の留意点ならびに禁止事項

- (1) 当ミュージアムを使用する初日には、必ず使用許可書をご提示ください。
- (2) ミュージアム内での火気の使用、危険物(油類・火薬類・裸火・プロパンガス・大量のマッチ等)の持ち込みは消防法関係法令により禁止されております。
- (3) ミュージアムの敷地内は禁煙とします。
- (4) ミュージアム敷地内での飲酒は厳禁とします。
- (5) 装飾・ディスプレイにより会場の非常口、排煙口開放装置、分電盤スイッチ等をふさがないようにしてください。
- (6) 粘着テープ・釘・鋏等による建物への工作や天井、床、壁、ガラス等への貼付はお断りします。展示壁への同種の行為については、当ミュージアムスタッフとお打ち合わせください。
- (7) 実演はあらかじめご相談ください。内容によっては、お断りする場合があります。
- (8) 官公署等へ届出の必要がある場合は使用者側でお手続きください。
- (9) 会場内での募金活動や物品・飲食物等の販売および印刷物等の配布・掲示については、あらかじめご相談ください。事前の相談なき場合はお断りする場合があります。
- (10) ミュージアムの内・外装等には、無断で看板等を設置することはできません。誘導看板等の設置場所については事前に調整させていただきます。
- (11) 使用時間は厳守してください。
- (12) 使用後は、使用者負担により会場の原状回復・清掃を必ずおこなっていただきます。
- (13) ミュージアム内での作品および関連商品の販売は、事前承認が必要です。
- (14) つり銭ならびに領収書、筆記用具、包装用品などは使用者側でご用意ください。

8. 使用料金

使用料金は、次の通りです。

場 所	使用単位	区 分	金 額		
			観覧料 500 円未満	観覧料 500 円以上 1,000 円以下	観覧料 1,000 円超
1 階 ギャラリー	1 週間 (6日間)	一般県外	50,000 円	65,000 円	75,000 円
		一般県内	40,000 円	52,000 円	60,000 円
		県外法人等	25,000 円	32,500 円	37,500 円
		県内法人等	20,000 円	26,000 円	30,000 円
2 階 アトリエ	1 週間 (6日間)	一般県外	30,000 円	39,000 円	45,000 円
		一般県内	24,000 円	31,200 円	36,000 円
		県外法人等	15,000 円	19,500 円	22,500 円
		県内法人等	12,000 円	15,600 円	18,000 円
屋 外	1 週間 (6日間)	一般県外	10,000 円	13,000 円	15,000 円
		一般県内	8,000 円	10,400 円	12,000 円
		県外法人等	5,000 円	6,500 円	7,500 円
		県内法人等	4,000 円	5,200 円	6,000 円
蔵 (2階を除く)	1 週間 (6日間)	一般県外	10,000 円	13,000 円	15,000 円
		一般県内	8,000 円	10,400 円	12,000 円
		県外法人等	5,000 円	6,500 円	7,500 円
		県内法人等	4,000 円	5,200 円	6,000 円

- (1) 「法人等」とは、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に定義する社会福祉事業を行う法人および社会福祉法人グロ―理事長が適当であると認める法人等とします。
- (2) 基本使用単位は、1週間とします。
- (3) 使用基本時間は、10：00～17：00とし、17：00以降にわたる使用は、時間割計算（1時間未満の端数は1時間に切り上げ。100円未満の端数は、100円に切り上げ）とします。
- (4) 特別に1日単位の使用を認める場合は、日割計算（100円未満の端数は、100円に切り上げ）とします。
- (5) 付帯設備の使用料は、別途定める実費とします。

展示台などを使用する場合、使用頻度によって都度金額は異なってきます。また、展示台等の色の変更（クロスの張替）については、使用者のご負担となりますので、ご了承ください。

*付帯設備の使用に関しては事前に当ミュージアムにお問い合わせください。

9. 使用料のお支払い方法

使用許可書が発行された日付から使用前日までに、直接来館して現金で支払うか、または下記の指定口座にお振り込みください。

支払期限を過ぎても納付のない場合には、使用許可の取り消しの対象となることがあります。

■指定振込口座

滋賀銀行 県庁支店 普通預金 口座番号412117

口座名義 社会福祉法人グロー理事長久保厚子

10. 当ミュージアム使用に伴う主催者の責任について

主催者（申請者）は、催し物の運営の他、施設使用の管理、問い合わせ、苦情、トラブル等に対しても責任を持って対応してください。

11. 打ち合わせ・使用前の下見について

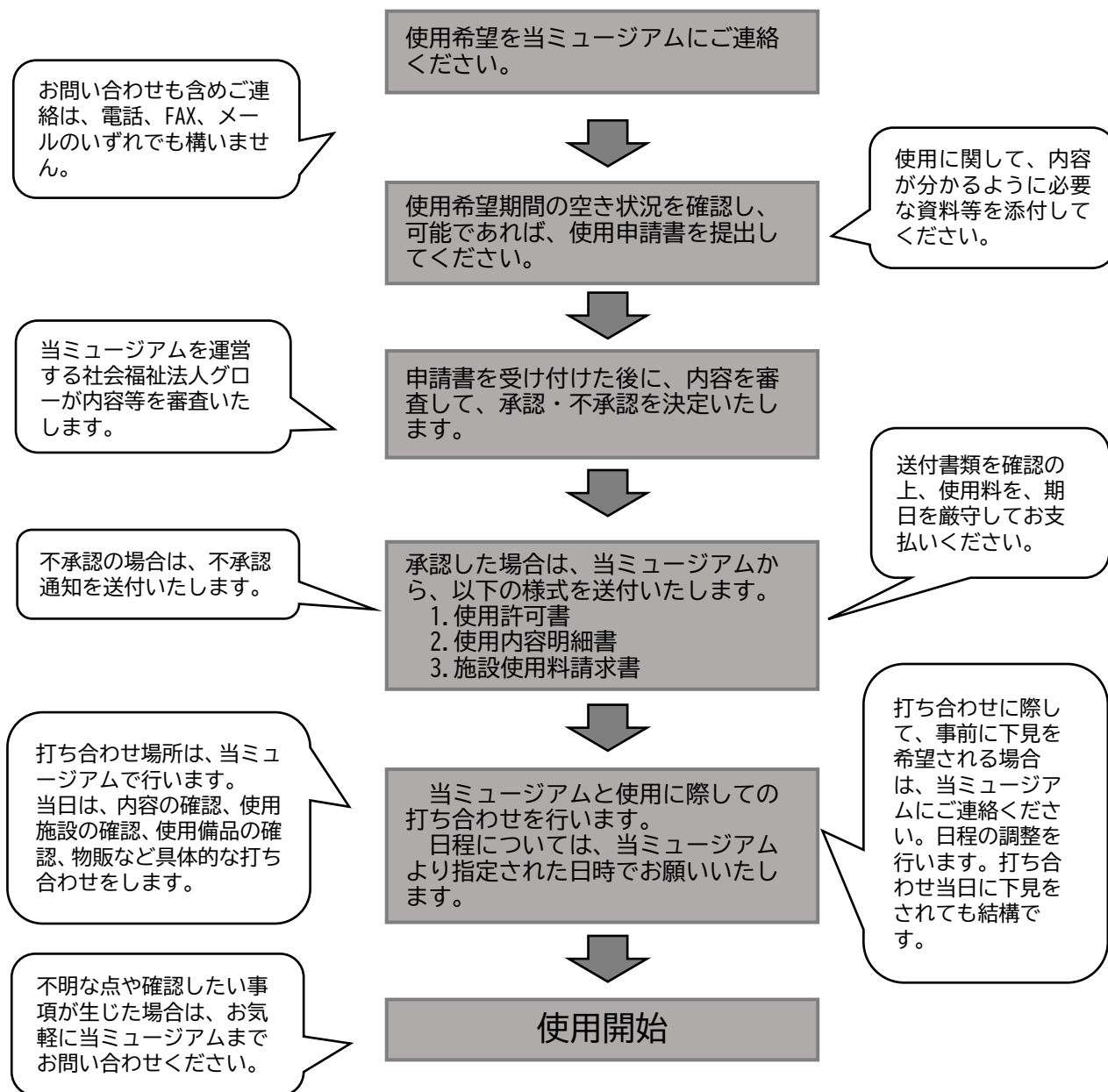
- （１）使用許可書を発行した後に、当ミュージアムより、打ち合わせの日程の調整の連絡をさせていただきます。打ち合わせを拒否されると使用許可を取り消す場合もありますので、必ず行ってください。
- （２）打ち合わせには、当ミュージアムを使用する際の企画概要、展示設営に関する平面図等の資料を各部ご準備ください。
- （３）打ち合わせ前に準備等のために下見を必要とされる場合は、使用される施設を下見することができます。ただし、対応できない場合もございますので、事前にご連絡、ご相談ください。特に付帯設備をご覧になりたい場合は事前の連絡が必要です。

12. 搬入・搬出について

- （１）当ミュージアムでは搬入出の代理業務などは担当いたしません。
- （２）搬入と搬出は申請の使用時間内に終了できるか充分ご検討のうえお申し込みください。展示装飾施工・撤去および搬入・搬出の際に発生した廃棄物等は、必ずお持ち帰りください。また、展示物品の梱包材料等廃材の保管場所はございませんので、その都度お持ち帰りください。
- （３）搬入出の詳細については、必ず事前に当ミュージアムスタッフとお打ち合わせください。また、備品・機器、その他の物品の搬入出がある場合は事前に所定の「作業届」を提出していただきます。搬入出は「作業届」にもとづく日時・経路・場所で作業をおこなってください。
- （４）搬入出の際は建物・設備等を汚損・毀損しないよう所要の養生をおこなってください。
- （５）車輛からの荷物の積み卸しは、前面道路で行わず、所定の駐車場からおこなってください。終了後は速やかに出庫してください。（台車は各自ご用意ください。）

13. 申請から使用までの手続きについて

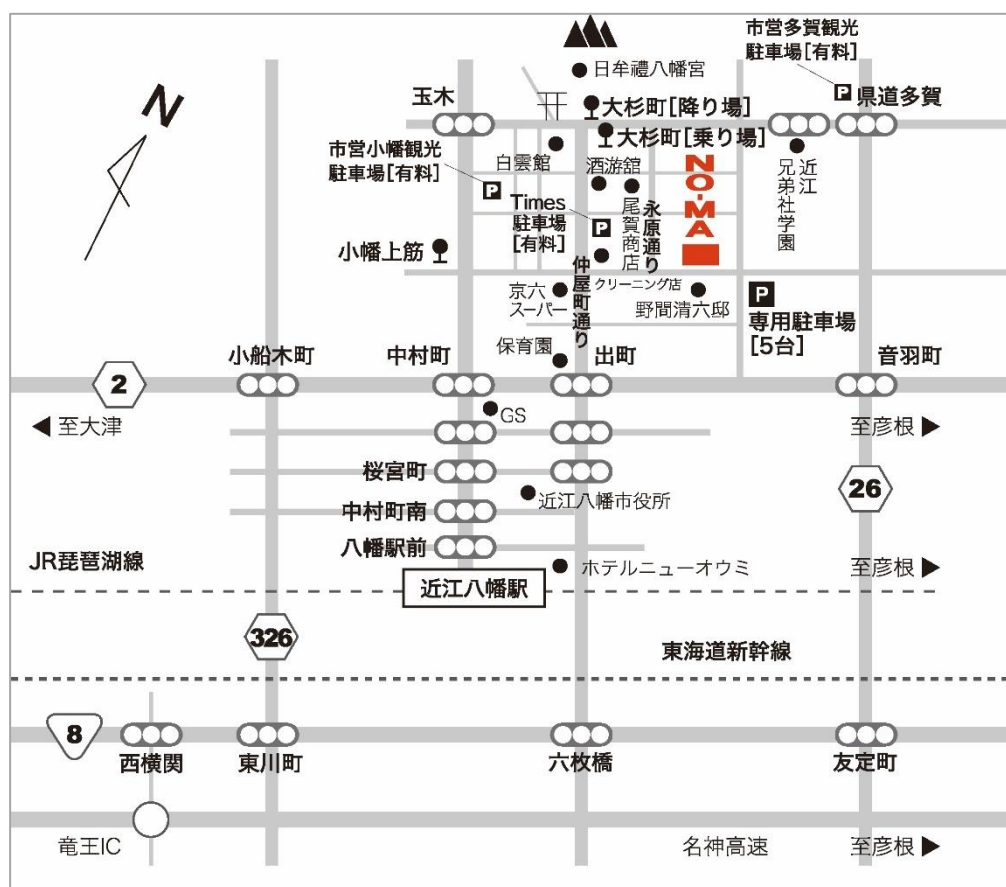
ボーダレス・アートミュージアムNO-MAの施設を使用するにあたっては、以下の手順で手続きを行ってください。



蔵



ボードレス・アートミュージアムNO-M A周辺地図



アクセス

車

- ◎名神高速道路・竜王 IC より、「近江八幡・8 号線」方面に出る。
 国道 8 号線「西横関」交差点を右折、「東川町」交差点を左折。
 県道 2 号線「小船木町」交差点右折、「出町」交差点を左折。約 25 分。

電車

- ◎JR 琵琶湖線（東海道本線）近江八幡駅下車。
 （京都から新快速で約 30 分／米原から新快速で約 20 分）

バス

- ◎JR 近江八幡駅北口から 6 番乗り場・近江鉄道バス（長命寺線）乗車約 10 分
- ◎「八幡堀八幡山ロープウェイ口」バス停下車、徒歩約 8 分
- ◎近江八幡駅から、徒歩約 30 分。